

社会保険 とっとり

vol.573

2019
1

今月の記事

- 新年のご挨拶
- 被扶養者異動届の添付書類を省略する場合、
「続柄確認済み」の✓を忘れずに
- 退職後に継続して再雇用された場合の届出と添付書類
- 決定通知書の送付方法改善に着手しています
- 70歳以上75歳未満の方の高額療養費が変わりました
- 教授の「職場の健康づくり」研究室
第56回 ～外国人労働者の労働災害～
- 皆様の職場へ運動指導者を派遣します(無料)



もうけ神社 鹿野町河内 (水彩画6号)
(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)



謹賀新年

全国健康保険協会鳥取支部 支部長 春山保男



新年あけましておめでとうございます。

事業主をはじめ加入者の皆様方には、日頃から協会けんぽが実施する各事業の運営に格別なご理解とご協力を賜っており、ここに深くお礼申し上げます。

鳥取支部においては事業主・加入者の皆様と一体となった「健康づくり」事業の一環として鳥取県とも連携した「健康経営」を推進しており、昨年末で約2,000の事業所に「社員の健康づくり宣言」をしていただき、「自社に合った健康づくり」の取り組みも大幅に増えてきています。これは企業が従業員一人ひとりの健康を気遣う姿勢を明確にすることで、従業員の仕事へのモチベーションのアップや新規職員の採用にあたって企業イメージを上昇させ優秀な新人職員の採用が可能となっていくための「健康経営」の取り組みが必要不可欠との認識が広がってきたためだと考えています。本年度も引き続きこの取り組みを進めていくとともに、被扶養者の皆様へ健診を受けていただくための受診勧奨も市町村と連携し取り組んでまいります。併せてジェネリック医薬品の利用促進も引き続き実施してまいりますので、皆様方のご支援とご協力をお願いいたしますとともに、皆様方のご発展とご多幸を祈念いたしまして年頭のご挨拶とさせていただきます。



一般財団法人 鳥取県社会保険協会 会長 宮崎正彦

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに、新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、お陰様で旧年中は、社会保障制度の周知・普及のための広報活動をはじめとした各種事業を円滑に実施することができました。厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月から消費税率が、10%に引き上げられる予定であり、2025年を念頭に進められてきた社会保障改革は一区切りとなります。

そして、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎え、現役世代が急減する20年後に備えた議論の必要性が叫ばれており、健康寿命の延伸や給付と負担の見直しなどによる社会保障制度の持続性確保に向けた検討が必要となってきました。

このような状況の中で、日本年金機構、全国健康保険協会等関係機関との連携を図りながら事業を推進し、会員の皆様のお役に立てるよう努めてまいります。

引き続き一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様方の益々のご健勝と、ご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

日本年金機構 鳥取年金事務所長	森 泰章
日本年金機構 倉吉年金事務所長	横山 幸子
日本年金機構 米子年金事務所長	河上 親資

新年おめでとうございます。

被保険者の皆様、事業主の皆様には、平素より年金制度の円滑な事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本年金機構は、本年度で平成22年の発足から10年目を迎えました。

現在、当機構では、お客様の重要な年金個人情報の保護を確実に行うこととして、組織面、技術面、業務運営面を全般的に見直し組織を挙げて様々な改革に取り組んでいます。

今後も、基幹業務である適用、徴収、給付、記録管理及び相談などの業務に傾注し、全力で各般の取り組みを進めていくとともに、公的年金制度に対する国民の皆様の理解や信頼を得るべく不断の努力を続けていくことが何よりも重要と考え、各種サービスの向上・改善などを推進してまいります。

本年も引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

年金事務所からのお知らせ

被扶養者異動届の添付書類を省略する場合、 「続柄確認済み」の✓を忘れずに

○平成30年10月から、「健康保険被扶養者（異動）届」に添付する証明書類の取扱いが変更になりました。
○変更後は、原則、「身分関係」「生計維持関係」 各々の内容が確認できる書類の添付が必要です。ただし、次の二つの要件をいずれも満たすと、身分関係の確認できる書類の添付を省略できます。

- 事業主が、戸籍謄本等により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認し、届書の備考欄「続柄確認済み□」にチェックマーク(✓)が付されている。
(備考欄に「続柄確認済み□」の記載がない届書の使用時は、同欄に「続柄確認済み」と記載)
- 届書にマイナンバーが記載されている。

退職後に継続して再雇用された場合の届出と添付書類

60歳以上の方が退職後に1日も空くことなく同じ事業所に再雇用された場合は、「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に届出することにより、再雇用された月から再雇用後の報酬で標準報酬月額を決定することとなります。

届出する際は、添付書類として「就業規則、退職辞令の写し等の退職したことがわかる書類及び再雇用されたことがわかる雇用契約書」または「事業主の証明」が必要になります。

「事業主の証明」は指定の様式はありませんが、退職した日、再雇用された日が記載されており、事業主印の押印されているものがが必要です。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください。

決定通知書の送付方法改善に着手しています

○日本年金機構では、原則、受付日順、届書に記載された順に処理を行い、審査結果のご連絡（決定通知書の送付）をしております。

○平成30年3月以降、届書の審査・処理を迅速化する仕組みを導入した結果、複数枚の届書を同じ日に受付していても、不備等があった場合、決定通知書に記載される順番が届書と異なっていることや、複数回に分かれて決定通知書が送付されています。

○現在、改善に向けた検討を行っております。引き続きご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどお願いいたします。

お問合せ先

鳥取年金事務所

鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所

倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所

米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

平成30年8月診療分から
70歳以上75歳未満の方の

高額療養費が変わりました

平成30年8月診療分からの変更点

- 現役並み所得者の所得区分が、標準報酬月額を基準に3つに細分化されました。
- 現役並み所得者について、外来自己負担額の上限がなくなりました。
- 一般所得者の外来(個人ごと)の自己負担限度額が、14,000円から18,000円に引き上げられました。
- 現役並み所得者の一部の方(現役並みⅠまたはⅡの方)は、医療費が高額になる場合、限度額適用認定証の申請が必要となりました。

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額

平成29年8月～平成30年7月

被保険者の 所得区分	自己負担限度額	
	個人ごと(外来)	世帯ごと(入院を含む)
現役並み所得者 (標準報酬月額 28万円以上で 高齢受給者証の 負担割合が3割の方)	57,600円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円】
一般 (現役並み・低所得以外の方)	14,000円 (年間上限 14.4万円)*	57,600円 【44,400円】
低所得者Ⅱ (住民税非課税者等)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (所得が一定基準以下)		15,000円

平成30年8月～

被保険者の 所得区分	自己負担限度額	
	個人ごと(外来)	世帯ごと(入院を含む)
現役並みⅢ 標準報酬月額83万円以上で 高齢受給者証の 負担割合が3割の方	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 【140,100円】	
現役並みⅡ 標準報酬月額53万～79万円で 高齢受給者証の 負担割合が3割の方	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 【93,000円】	
現役並みⅠ 標準報酬月額28万～50万円で 高齢受給者証の 負担割合が3割の方	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円】	
一般 (現役並み・低所得以外の方)	18,000円 (年間上限 14.4万円)*	57,600円 【44,400円】
低所得者Ⅱ (住民税非課税者等)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (所得が一定基準以下)		15,000円

【】内は多数該当。(直近1年間に、3回以上高額療養費の支給を受けている場合、4回目から自己負担額が軽減されます。)

*年間の高額療養費は、前年8月～7月の合計額が14.4万円を超える場合に該当します。

例1 区分 現役並みⅡ 総医療費 1,000,000円(3割負担で300,000円) の場合
自己負担限度額 = 167,400円 + (1,000,000円 - 558,000円) × 0.01 = 171,820円 ▲ 自己負担限度額

例2 区分 一般 前年8月～7月の自己負担額 毎月 18,000円(外来のみ) の場合
年間の高額療養費支給額 = 18,000円 × 12 - 144,000円 = 72,000円 ▲ 高額療養費支給額

医療費が高額になりそうときは限度額適用認定証の申請手続きをお願いします。

現役並みⅠまたはⅡの方が高額な治療を受ける場合、事前に限度額適用認定証の交付を受け、医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額までの支払いで済みます。限度額適用認定申請書を協会けんぽあてご郵送ください。

70歳以上の方の所得区分(現役並み・一般)を記載した高齢受給者証は、事業所様あてにお送りしております。恐れ入りますが、届きましたら対象の方にお渡しください。(被扶養者の方の高齢受給者証につきましても、被保険者様を通じてお渡しください。)

健康保険委員にご登録いただければ健康保険の手続きを詳しく解説した冊子をお送りしています。登録方法については企画総務グループ0857-25-0051まで!

お問合せ先

全国健康保険協会鳥取支部
業務グループ
〒680-8560
鳥取市扇町58
ナカヤビル
☎ 0857-25-0052

各種申請書はこちらからダウンロードできます!

協会けんぽ 鳥取 検索
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



第56回 外国人労働者の労働災害

▼改正入管法

2018年12月8日、改正入管法（出入国管理及び難民認定法）が成立した。様々な問題点が指摘されながらも、政府は強引に成立させ、2019年4月から早くも施行される。技能実習生の労働条件の悪さ、逃亡等が指摘されながらも、成立してしまい、今後ますます多くの外国人労働者がわが国で働くことになった。外国人労働者の労働条件の悪さの実態と解決策が示されることないままの見切り発車のため、今後様々な問題が生じると思われる。その一つに、労働災害の問題がある。

▼労働災害のハイリスクグループ

民間事業所では、近年労働災害対策は、重要な職場の課題となっている。社長が率先して対策に乗り出している会社も多い。日本語の理解が完全でなく、日本の労働環境にも慣れておらず、より危険な労働に従事せられるといった要因があるため、外国人労働者は労働災害のハイリスクグループである。

2018年のニュースによると、2015-17年の3年間に技能実習生が69人死亡した（12月6日）、日本で労災によって死亡した外国人労働者が、2017年までの10年間に125人に上る（11月23日）など報道され、多くの外国人労働者が労災被害にあっていることが示されている。国会審議では、法務省資料の3年間に、69人の外国人技能実習生が死亡した事案についての質問へ、安倍首相は「亡くなられた例については、私は今ここで初めてお伺いをしたわけで。ですから、私は答えようがないわけでありまして」と回答しており、政府、担当省庁が今後対策を立案し、必要な予算等を支援してくれるかは、甚だ心配な状況である。表のように、労災による死者の割合は技能実習生のほうが高く、ハインリッヒの法則からしても、これは、氷山の一角である可能性が高く、多くの外国人労働者が労働災害の被害者となっていることが想像される。国の動き、支援を待つのではなく、

外国人労働者が増えそうな各企業で自ら準備を始める必要がある。

▼防止策とやさしい日本語

外国人労働者も当然、労働災害防止に積極的に関わるべきだし、防止のための保護を受けなければならない。外国人労働者が増えることを見越した対策を準備する必要がある。厚生労働省は、以前から外国人労働者向けの労災防止についての情報提供をし、各国版のパンフレット等も公開している。それでは、防ぎ切れない現状なので、さらなる対策が求められる。中小企業では、各国の言葉に対応できる通訳スタッフを置くことは難しいので、共通言語としての日本語を外国人が理解でき、誤解しないように伝える工夫が必要である。図示、イラスト等を多用し、各国の文化、労働現場での慣例等も知ったうえで、十分な期間の安全衛生教育を行ったうえでの就業開始、就業後でも繰り返し安全衛生教育を行うことが求められるだろう。

厚生労働省東京労働局のホームページには、外国人労働者の労働災害防止の資料が掲載されており、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語、インドネシア語などの資料があるが、現場では、日本語が交わされるので、わかりやすい日本語は必須である。災害時の外国人への情報提供の取り組みも参考になる。島根国際センターでは、やさしい日本語の手引きを公開している（https://www.sic-info.org/wp-content/uploads/2014/02/easy_japanese.pdf）。この中で紹介されている「やさしい日本語」を応用するのは良いことだと思われる。日本語能力を高めるためにも、普段から日本人労働者が積極的に声掛けをしてあげることも大切である。



外国人技能実習生の労災死者数

（厚生労働省と総務省統計局のデータによる）

	2014年	2015年	2016年	3年間合計
技能実習生数	167,641人	192,655人	228,589人	588,885人
（労災死者数※ 10万人 当たりの比率）	（8人 4.8人）	（9人 4.7人）	（5人 2.2人）	（22人 3.7人）
日本全体の 雇用者数	5,595万人	5,640万人	5,729万人	16,964万人
（労災死者数 10万人 当たりの比率）	（1,057人 1.8人）	（972人 1.7人）	（928人 1.7人）	（2,957人 1.7人）

※技能実習生の労災死者数は年度



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
（おさき よねあつ）



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133

ホームページ

鳥取県社会保険協会

検索

研修会や講習会にご利用ください

皆様の職場へ 運動指導者を 派遣します！

会員事業所（協会費を納付されている事業所に限ります）の職場で働く皆様の健康づくりをサポートするため、職場で行う健康づくり講習会等に健康運動指導者を派遣します。

- 講師の派遣費用は無料です。
- 対象人数は5人以上です。
- 講習会は1時間程度です。
- 健康づくり講習会の内容例
健康づくりに関する講演、ストレッチング、
健康体操、肥満の解消法などの実技指導
- 講習会の曜日・時間の設定は自由です。

派遣費用
無料

就業後や休日の
開催も可能です

※講習会の内容及び曜日・時間帯につきましては、
なるべく事業所のご要望に応じさせていただきます。
※派遣申込書は当協会ホームページから印刷してご利用ください。

